

後期基本計画基本施策別一覧表

基本施策6 資源循環型社会の構築	めざす まちの姿	廃棄物の抑制と再資源化が進むとともに、自然エネルギーが日常生活や産業で活用されるなど、人と自然が共生する資源循環型のまちの形成をめざします。
-------------------------	---------------------	------------------------------------------------------------------------

現状	課題	個別施策の方向性 【(★)は総合戦略に関連する取組】	主な取組	主な取組に対する具体的内容の例示	
<p>◇本市では、一般廃棄物処理計画に基づき、廃棄物の抑制と再資源化を推進するため、5R(Refuse・Reduce・Reuse・Repair・Recycle)活動の普及促進を図るとともに、平成30(2018)年度より資源物のコンテナ収集を実施しています。</p> <p>◇資源物回収ステーションに搬入が困難な高齢者家庭などを対象とした個別回収を実施しています。</p> <p>◇環境基本計画に基づき、令和12(2030)年度のエネルギー自給率を70%と目標に掲げ、市民への再生可能エネルギー機器の導入促進、省エネの推進などに取り組んでいます。</p> <p>◇市民団体と連携し、ごみの減量化・リサイクル、木材の活用等の様々な市民プロジェクトを展開するとともに、環境イベントを通じての啓発活動や小学生への環境を教材とした自然体験型教育を行っています。</p> <p>◇公共施設へのペレットボイラーの導入や、公共施設の屋根を太陽光発電設備設置場所として民間事業者に貸し出すことで再生可能エネルギーの普及促進を図っています。</p> <p>◇小水力発電の導入について地域内における合意形成や起業に向けた支援が必要</p> <p>◇省エネに関する情報提供や啓発を広報や生涯学習の場を通じて実施するとともに、大気汚染防止の一環として公用車に電気自動車を導入し、職員の利用促進を図っています。</p>	<p>廃棄物抑制と再資源化の推進</p> <p>効果的・効率的な運搬収集体制の構築に向けた回収方法や頻度、収集エリア等の検討が必要</p> <p>廃棄物抑制と再資源化の推進</p> <p>市民への環境に対する学習機会の提供</p>	<p>① ごみの適正処理・減量化の推進(★) 効果的・効率的なごみの収集運搬体制を構築し、発生から最終処分に至るまでの適正な処理の推進や資源循環型社会の形成に向けて分別と再資源化によりごみ減量化を促進します。</p>	<p>①-1 適正なごみ分別の推進、さらなる再資源化の検討</p> <p>①-2 より効果的・効率的な収集運搬体制の構築</p> <p>①-3 資源物回収ステーションに搬入が困難な高齢者や障がいのある人等の支援</p> <p>①-4 ごみの減量化・再資源化に向けた5R活動、生ごみの水切りや食べ切り、使い切りの推進</p> <p>①-5 事業所等との連携による事業系ごみの減量化・再資源化</p> <p>①-6 市内関係団体と連携した環境教育や生涯にわたっての環境に対する質の高い学習機会の提供</p>	<p>ごみ・資源物分別・再資源化事業(17品目に分別し分別・再資源化実施)、資源物市内循環事業(資源物回収ステーションの活用したコンテナ回収の推進)、再資源化の調査研究(生ごみたい肥化・おむつ再資源化等の推進)</p> <p>資源物市内売却事業による効率的・効果的な収集運搬の実施、ごみ量・収集時間の現状把握による効率的な収集エリア・経路の検討</p> <p>高齢者等資源物排出支援事業(高齢者・障がい者等に対し資源物の戸別収集支援を実施)</p> <p>ごみ減量化の啓発実施、更なる市民・事業者への啓発による実践拡大方法の検討、5R活動の推進(ごみ分け方出し方ガイドブックにより周知啓発実施)、3キリ運動の推進(水切り・食べ切り・使い切り)、3010運動の推進(宴会等の開始30分終了前10分に食事時間を設ける)、マイバック運動の推進(レジ袋削減推進のため事業所と協定)、ごみの再資源化の啓発・支援、生ごみ減量化促進事業(生ごみ処理機購入補助)、環境教育の推進(教育委員会と協調した環境教育パンフレットの作成等を検討)</p> <p>飲食店等での食べきり運動の啓発・実施、食べきり運動協力店への登録</p> <p>エコな未来を創造する宍粟市民の会(e-みらっそ)と市が連携し、小学生を対象とした体験型環境教育研修による環境教育の実施、学校に協力し環境教育の一環として社会科副読本作成支援、環境に関する社会的課題の解決に向けた講座の開催、森と水の地球環境大学の実施</p>	
	エネルギー自給率の向上が必要		<p>② 再生可能エネルギーの導入促進(★) 環境にやさしい低炭素社会を実現するため、再生可能エネルギーの導入を促進します。</p>	<p>②-1 家庭や施設等における木質バイオマスを使用した暖房機器等の導入促進、ペレットの安定供給体制の構築</p> <p>②-2 地域や関係機関等との連携による小水力発電の導入支援</p>	<p>再生可能エネルギー利用促進事業補助金(木質バイオマスを利用した燃焼暖房機器の購入支援や燃料等製造設備導入による設置支援)、公共施設での積極的な木質バイオマスの利用推進</p> <p>事業性評価調査事業、小型水力発電システム導入補助、地域での事業計画から実施までのサポート支援</p>
	省エネ意識の向上が必要		<p>③ 省エネの推進 温室効果ガス排出量の削減に向け、市民の環境問題に対する意識向上や、事業者、行政とも一体となって省エネを推進します。</p>	<p>③-1 省エネに関する知識や情報の市民との共有、環境負荷の少ない製品の導入・利用促進</p> <p>③-2 公共施設等における省力化</p>	<p>省エネの啓発実施(地球温暖化防止月間の6月と12月に合わせて、クールビズやウォームビスで室温設定や環境負荷の少ない製品の導入)、公用車への低公害車導入(電気自動車・ハイブリット車などによる温室効果ガス排出量の削減)、電気自動車充電ステーションの整備(電気自動車等の低公害車購入促進と温室効果ガス排出量の削減実施)</p> <p>室内温度設定による電力量の削減の省力化等</p>

まちづくり指標	指標名	単位	現状値(R1実績)	目標値(R8)	数値の出所(算出方法)	目標値設定の考え方
	市民1人1日あたりのごみ排出量	g/日	845.3	検討中 (11月頃決定予定)	(家庭系ごみ+事業系ごみ)÷年間平均の住民基本台帳人口 ※家庭系ごみ=収集ごみ・資源集団回収・店頭回収・瓦ブロック等	指標の基礎となる一般廃棄物処理基本計画を令和2年度中に見直すため、計画目標値が確定次第反映させる予定。
	ごみ再資源化率	%/年	22.9	検討中 (11月頃決定予定)	資源物(ビン類・缶類・ペットボトル・プラ製容器・紙類・布類・焼却灰)排出量÷ごみ総排出量	指標の基礎となる一般廃棄物処理基本計画を令和2年度中に見直すため、計画目標値が確定次第反映させる予定。
	再生可能エネルギー自給率	%/年	62.8(H30)	検討中 (11月頃決定予定)	千葉大学倉阪研究室とNPO法人環境エネルギー政策研究所が毎年発表する「永続地帯報告書」の数値 ※公表は翌々年度以降	指標の基礎となる宍粟市環境基本計画を令和2年度中に改定するため、計画目標値が確定次第反映させる予定。

個別連携する画	計画名	計画期間	統計等数値
	宍粟市環境基本計画	R3~R7	
宍粟市一般廃棄物処理計画	H22~R6		